

●幌延町認定こども園 利用者負担額（保育料）についてお知らせします●

利用者負担額徴収基準額表（教育標準時間認定（1号給付））

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収基準額 (月額) 円		
階層区分	定	義			
A	生活保護世帯		0		
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の町民税非課税世帯		ひとり親世帯等 ひとり親世帯等以外の世帯	0 1,800	
	C	1 2 3	A階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯のうち調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの	77,100円未満	ひとり親世帯等 ひとり親世帯等以外の世帯
77,100円以上211,200円未満				12,300	
211,200円以上				15,420	

利用者負担額徴収基準額表（保育認定）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			3歳以上児(2号給付)		3歳未満児(3号給付)			
階層区分	定	義	徴収基準額(月額)円		徴収基準額(月額)円			
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護世帯		0	0	0	0		
B	A階層を除き、当該年度分の町民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0		
		ひとり親世帯等以外の世帯	3,600	3,600	5,400	5,400		
C	1 2 3 4 5	A階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯のうち、調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	ひとり親世帯等	8,900	8,780	10,700	10,580
				ひとり親世帯等以外の世帯	9,900	9,780	11,700	11,580
		48,600円以上97,000円未満		16,200	15,960	18,000	17,760	
		97,000円以上169,000円未満		24,900	24,540	26,700	26,340	
		169,000円以上301,000円未満		34,800	34,260	36,600	36,060	
301,000円以上		46,200	43,640	48,000	47,280			

- ・利用者負担額は町民税の所得割額を基に階層区分が設定されます。
なお、平成29年4月分から8月分までは前年度の所得割額、9月分以降は当該年度により算定します。
- ・1号給付～3号給付まで給食費（完全給食）を含んだ保育料です。
- ・教育・保育に必要な教材費や行事参加費等は国の基準どおり実費分を徴収します。
(世帯の所得により助成あり)
- ・利用者負担額は、国の基準額の改正により変更になる場合があります。

●多子軽減について●

- ・教育標準時間認定（1号給付）は小学校3年までの範囲において最年長から順に、2人目以降が認定こども園を利用した場合、2人目は基準額の半額、3人目以降は0円となります。
- ・保育認定（2号・3号給付）は認定こども園を同時に利用する最年長から順に、2人目は基準額の半額、3人目以降は0円となります。